

ひとり親の皆様へ

就労することで返還免除となる 条件付き家賃貸付制度があります！

令和7年度

「埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）」のご案内

「母子・父子自立支援プログラム」による支援を受け※、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方に対して、家賃の支払いを支援する「ひとり親家庭住宅支援資金」の貸付を実施します。

※お住まいの市町村において、母子・父子自立支援プログラムの策定を行っていない場合は申請できません。

◆貸付の条件◆

※①～③をすべて満たす方が対象

- ①埼玉県内に住所を有している方
（さいたま市は除く）
- ②児童扶養手当を受給している方または、
所得が児童扶養手当支給水準の方
- ③母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という）の策定を受けている方

◆貸付金額◆

入居している住宅家賃の実費

月額上限 **7** 万円

※貸付期間12カ月まで。

※利息は、無利子。

※住居確保給付金等使用している場合は、
家賃の差額となります。

◆返還免除要件◆

- ① 申請時に就業していなかった者が住宅支援資金の貸付を受けた日から1年以内に就職をし、就職から1年間引き続き就業（転職をして、就業先が複数ある場合は、それぞれの就業先を通算して1年間）を継続したとき。
- ② 申請時に就業していた者が住宅支援資金の貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、転職等から1年間引き続き就業（転職をして、就業先が複数ある場合は、それぞれの就業先を通算して1年間）を継続したとき。

問い合わせ先： 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
福祉人材センター TEL 048-824-3370

二次元コードから
ホームページを
ご覧ください

